

## 予 算 要 求 資 料

令和8年度当初予算

支出科目 款：衛生費 項：環境管理費 目：公害対策費

## 事業名 PFAS環境対策推進費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

環境エネルギー生活部 環境管理課 土壌環境係 電話番号：058-272-1111 (内2989)

E-mail：c11264@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 13,027 千円 (前年度予算額： 0 千円)

## &lt;財源内訳&gt;

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
要求額	13,027	0	0	0	0	0	0	0	13,027
決定額	13,027	0	0	0	0	0	0	0	13,027

## 2 要 求 内 容

## (1) 要求の趣旨(現状と課題)

環境省や都道府県等が実施した調査において、河川・地下水等の水環境でPFOS及びPFOAの暫定目標値を超過する事例が確認されている。環境中で分解されにくく、人体や生態系への影響があることから、PFOS及びPFOAによる環境汚染は社会的な関心を集めている。

環境省は令和7年6月に通知を発出し、内閣府食品安全委員会の評価書を踏まえて、PFOS及びPFOAの「指針値(暫定)」を「指針値」とし、排出源施設が立地している地域、過去に超過している地域に加えて、水道水源がある地域、地下水が飲用されている地域における水質測定への対応強化を求めている。

また、令和8年4月からPFOS及びPFOAが水道の水質基準に格上げされ、水道事業者等に測定義務が課されることに伴い、新たに基準超過が報告された場合、周辺の水質調査を実施する必要がある。

このような状況において、各務原市の汚染事案に引続き対応しつつ、全県域における河川・地下水の水質を把握することでPFAS対策を強化する。

## (2) 事業内容

## ○ 公共用水域等の常時監視

- ・ 木曾川、長良川、揖斐川の3地点
- ・ R7年度までの調査結果を踏まえて優先順位を位置付け
- ・ 指針値の1/10を超える地点(計5地点/毎年)
- ・ 指針値の1/10を超える地点(計51地点/3年1巡)

※新たに指針値の1/10を超える地点が判明した場合は、当該地点を②に追加し、毎年調査

## ○ 地下水水質常時監視

- ・ 水道水源等地域周辺のメッシュを中心に選定して実施(計125地点/5年1巡)
- ・ 各務原市の指針値超過対応(環境省手引きと専門家の意見に基づき継続モニタリング及び追加調査等を実施)

(3) 県負担・補助率の考え方  
県10/10 (法定受託事務)

(4) 類似事業の有無  
無

3 事業費の積算 内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
報償費	168	外部有識者謝礼
旅費	23	有識者費用弁償、現地打合せ等旅費
需用費	230	消耗品費、公用車燃料費
役務費	100	郵便料、電話料
委託料	12,506	河川水及び地下水のPFOS及びPF0Aの調査委託業務、調査結果分析委託業務
合計	13,027	

**決定額の考え方**

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

第7次岐阜県環境基本計画 (計画期間：令和8～12年)

(2) 国・他県の状況

令和5年度の測定結果について、39都道府県が環境省に報告し、公表されている。

(3) 後年度の財政負担

毎年実施する業務のため継続して予算要求していく。

(4) 事業主体及びその妥当性

水質汚濁防止法第15条により、公共用水域及び地下水の水質汚濁の状況の常時監視については、知事が行わなければならない。(法定受託事務)

# 事業評価調書（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

## 1 事業の目標と成果

### （事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか  
 ・公共用水域、地下水の水質を監視し、県内のPFASの状況を把握するとともに、水質に関する情報などを県民に提供する。

### （目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前 (R)	R6年度 実績	R7年度 目標	R8年度 目標	終期目標 (R)	達成率

### ○指標を設定することができない場合の理由

環境基準項目ではないため、指標の設定が困難

### （これまでの取組内容と成果）

令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公共用水域水質常時監視                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査地点：木曾川水系3河川における3地点、及び主要環境基準点15地点</li> <li>・測定項目：要監視項目PFOS及びPFOA</li> </ul>                             水質測定を継続的に実施しており、県ホームページで速報値を公表している。                         </li> <li>○各務原市におけるPFOS/PFOAの環境調査等                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・各務原市三井水源地から暫定目標値を超えるPFOS及びPFOAを検出されたことを受けて、県及び市により周辺井戸の水質調査を実施</li> <li>・地下水調査範囲を通過する河川等の水質調査を実施</li> <li>・地下水及び河川等調査結果資料を作成</li> <li>・第1回専門家会議（令和7年1月）開催</li> </ul> </li> </ul>
令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公共用水域水質常時監視                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査地点：木曾川水系3河川における3地点、及び主要環境基準点15地点</li> <li>・測定項目：要監視項目PFOS及びPFOA</li> </ul>                             水質測定を継続的に実施しており、県ホームページで速報値を公表している。                         </li> <li>○各務原市におけるPFOS/PFOAの環境調査等                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・地下水、河川等の継続モニタリング調査を実施 地下水43地点、河川等16地点（年2回）</li> <li>・PFASの使用・実績等アンケート、ヒアリング調査を実施</li> <li>・地下水位等高線図を作成、地下水の流向・流速の解析等を委託</li> <li>・第2回専門家会議（令和7年7月）開催</li> </ul> </li> </ul>

## 2 事業の評価と課題

### (事業の評価)

<p>・事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断) 3:増加している 2:横ばい 1:減少している 0:ほとんどない</p>	
(評価)	<p>・水質汚濁防止法第15条に、知事は、毎年公共用水域及び地下水の水質汚濁状況を常時監視しなければならないとされている。 ・各務原市三井水源地における暫定目標値の超過を受けて、環境省手引きに基づき、周辺井戸の水質調査を実施する必要がある。</p>
3	
<p>・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか) 3:期待以上の成果あり 2:期待どおりの成果あり 1:期待どおりの成果が得られていない 0:ほとんど成果が得られていない</p>	
(評価)	<p>・河川の環境基準点においてPFASを測定して県内の状況を把握し、適切に情報発信することなどで県民の安心・安全を確保している。 ・地下水におけるPFAS超過事案に対し、周辺の地下水を迅速に調査し、飲用ばく露を防止するなど県民の安心・安全を確保している。</p>
2	

### (今後の課題)

<p>・事業が直面する課題や改善が必要な事項 ・環境基準項目の追加に対応するため、測定項目等の見直しが必要となる。</p>
---

### (次年度の方向性)

<p>・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 引き続き、県内の河川、地下水の状況を確認し、指針値超過があれば、周辺調査を実施する。</p>
--

### (他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

<p>組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課</p>	
<p>組み合わせる理由や期待する効果 など</p>	